

2018年7月9日

担当：森 稔樹（法学部教授）

関税に関する参考書：さしあたり、次のものをあげておく。

石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾』〔第9版〕（2018年、清文社）415頁

金子宏『租税法』〔第二十二版〕（2017年、弘文堂）780頁以下

青木一郎『税関概説』（2018年、日本関税協会）

『保税ハンドブック』〔改訂7版2刷〕（2017年、日本関税協会）

1. 関税の概要

（1）関税の位置づけ

国税→普通税→間接税→消費税→（単段階）個別消費税

（2）関税の性格

①財政関税＝財政収入を目的として課されるもの。

②保護関税＝国内産業の保護を主要な目的として課されるもの。但し、財政収入の目的が排除される訳ではないであろう。

青木・前掲書 43頁：「関税は国の経費に充てるための財源調達を目的として課されるものであり、収入を目的としない罰金や過料とは異なる」。→「今日では、国内産業保護を主たる目的とする『保護関税』がほとんどになった。しかしながら、それらについても、資金の調達という目的を有する限り、租税としての性質は失われる者ではない。」

（3）関税の機能

①財源調達機能

②国内産業保護機能

③制裁機能（例；報復関税）

（4）関税の法的根拠

①関税法＝関税に関する基本的な事項（関税の確定、納付、徴収）、税関における貨物の輸入または輸出の手續などを定める。

②関税定率法＝関税率などを定める。

③関税暫定措置法＝関税に関する暫定的な措置を定める。

①～③：「関税三法」

④とん税法¹：とん税は、外国貿易船（関税法第2条第1項第5号）の開港（同第11号）への入港について、当該外国貿易船の船長に対し、当該外国貿易船の純トン数に応じて課される（とん税法第1条・第3条・第4条第1項）。

⑤特別とん税法：納税義務者、課税物件および課税標準はとん税と同じであるが、地方公共団体へ財源を譲与するための国税である（同第1条以下を参照）。

¹ 「とん」は重さの単位であるトンのことで、漢字で記せば「噸」である。

⑥関税及び貿易に関する一般協定（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade）などの世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）協定²を初めとする国際的経済協定、経済関係の国際条約など

2. 関税の納税義務者

関税法第6条：「関税は、この法律又は関税定率法その他関税に関する法律に別段の規定がある場合を除く外、貨物を輸入する者が、これを納める義務がある。」

▲貨物を輸出または輸入しようとする者は、当該貨物の品名、数量、価格などの事項を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経た上で税関長から許可を受けなければならない（同第67条。これに違反した者についての罰則は同第111条・第118条）。

▲納税義務の成立時期：関税法、関税定率法などに明文の規定はないが、輸入の時点が成立時期であると理解される。但し、特殊性として、納税義務の成立よりも先に関税の税額が確定し、納付されることがあげられる。これは、関税などの納付が輸入許可の要件になっているから³。

▲関税、外国貨物に係る内国消費税および地方消費税を納付すべき外国貨物については、原則として、これらの租税が納付された後でなければ、輸入の許可がなされない（同第72条。なお、同第73条・第73条の2・第74条も参照）。

▲輸入禁制品⁴

参考：関税法より

（輸入してはならない貨物）

第69条の11 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。）並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項（定義）に規定する指定薬物（同法第76条の4（製造等の禁止）に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）
- 二 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 三 爆発物（爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）第1条（爆発物の使用）に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。ただし、他の法令の規

² この他に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization）がある（マラケシュはモロッコ王国にある都市）。

³ 青木・前掲書79頁。

⁴ かつては関税定率法第21条に定められていた（現在は別の趣旨の規定である）。有名な判決として、税関検査が憲法第21条第2項にいう検閲に当たらないという判断を示した最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁がある。

定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

四 火薬類（火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項（定義）に規定する火薬類をいい、第 2 号に掲げる貨物に該当するものを除く。）ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項（定義等）に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 20 項（定義等）に規定する一種病原体等及び同条第 21 項に規定する二種病原体等。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手（郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証票を含む。以下この号において同じ。）又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品（印紙の模造品にあつては印紙等模造取締法（昭和 22 年法律第 189 号）第 1 条第 2 項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法（昭和 47 年法律第 50 号）第 1 条第 2 項の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除く。）並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）

七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）

八 児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 2 条第 3 項（定義）に規定する児童ポルノをいう。）

九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

十 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 10 号から第 12 号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 税関長は、前項第 1 号から第 6 号まで、第 9 号又は第 10 号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第 1 項第 7 号又は第 8 号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

（同第 69 条の 12 以下も参照。）

3. 関税の課税物件

関税法第 3 条：「輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。」

関税定率法第3条：「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。」

∴関税の課税物件は、関税定率法の「別表 関税率表」に掲げられる輸入貨物である。実質的には全ての輸入貨物が課税物件となっており（同別表の「関税率表の解釈に関する通則」も参照）、性質などによって次のように区分される。

21 の部

97 の類（2桁で表される。但し、第77類のみ欠番）

1224 の項（4桁で表される）

5204 の号（6桁のHSコード⁵で表される）

所属区分（税表細分）

▲課税物件が確定する時期

関税法第4条第1項本文により「関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による」ものとされる。但し、同ただし書きにより、第1号～第8号の特例が定められる（やはり「現況による」ものとされるが、輸入貨物の性質により、確定する時期が異なっている）。

4. 関税の課税標準および税率

関税定率法第3条（前掲）も参照。

（1）課税標準

従価税品：価格を課税標準として課税される輸入貨物。

従価従量税品：価格および数量を課税標準として課税される輸入貨物。

従価数品：数量を課税標準として課税される輸入貨物。

▲従価税品および従価従量税品の場合

原則として、関税定率法第4条第1項により、輸入取引の際に買手により売手に対しましては売手のために現実に支払われた価格または支払われるべき価格が課税標準となる。但し、これに抛りがたい場合には、同第4条の2から第4条の4までに定めるところによる（同第4条第2項。なお、同第4条の5および第4条の6を参照）。

▲課税標準の計算に際して外国通貨により表示された価格を日本の通貨による価格に換算するには、原則として、輸入貨物に係る輸入申告の日における外国為替相場による（同第4条の7第1項。同第2項も参照⁶）。

⁵ 統計品目番号ともいう。HSコードという名称は英語の Harmonized Commodity Description and Coding System に由来する。「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づくものである。

⁶ 実際には「輸入申告の日が属する週の前々週における実勢外国為替相場の当該週間の平均額」によることとされており、この平均額の値を税関長が公示することとなっている（そのために「税関長公示レート」という。青木・前掲書71頁）。

▲課税価格の計算の基礎となる額などの事項は「合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定されたものでなければならぬ」（同第4条の8）。

（2）税率

関税定率法第3条および「別表 関税率表」を参照。この別表に示される区分ごとに基本税率が定められている（非常に詳細なものであるが、無税とされる輸入貨物も多い）。なお、関税定率暫定法第2条、同別表第一、同別表第一の三も参照。

（3）税率の特例 若干のもの

①「入国者の輸入貨物に対する簡易税率」（同第3条の2、同別表付表第一）

②「少額輸入貨物に対する簡易税率」（同第3条の3、同別表付表第二）

③「関税割当制度」（同第9条の2）

特定の輸入貨物につき、一定の数量までは無税または低税率とするが、その一定の数量を超えた場合には高税率とする。また、無税または低税率が適用される数量を輸入業者間に配分する。これにより、輸入割当制度に類似する効果をもたせ、国内産業を保護するという目的がある⁷。

参考 関税定率法より

（関税割当制度）

第9条の2 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

5. 関税額の確定方式

参考 関税法より

（税額の確定の方式）

第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一 次号に掲げる関税以外の関税 納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従っていないかつた場合その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合に限り、税関長の処分により確定する方式（以下「申告納税方式」という。）

二 次に掲げる関税 納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式（以下「賦課課税方式」という。）

イ 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物その他これに類する貨物で政令で定めるものに対する関税

⁷ 金子・前掲書 783 頁による。

- ロ 郵便物（その課税標準となるべき価格が20万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）及び第76条第3項（郵便物の輸出入の簡易手続）の政令で定める場合に係るものを除く。）に対する関税
- ハ 関税定率法第7条第3項（相殺関税）若しくは第8条第2項（不当廉売関税）の規定により課する関税又は同条第16項の規定により変更され、若しくは継続される同条第1項の規定により課する関税（同条第15項に規定する調査期間内に輸入されたものに課するものに限る。第12条及び第14条において同じ。）
- ニ この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税
- ホ この法律及び関税定率法以外の関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課税方式によるものとされている関税
- ヘ 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税

2 第12条第1項（延滞税）に規定する延滞税は、前項の規定にかかわらず、特別の手続を要しないで、同条の規定により納付すべき税額が確定するものとする。

〔∴原則は申告納税方式／例外として賦課課税方式（延滞税は自動確定方式）〕

（申告）

第7条 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。

2 前項の申告は、政令で定めるところにより、第67条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書に、同条の規定により記載すべきこととされている当該貨物に係る課税標準その他の事項のほか、その税額その他必要な事項を記載して、これを税関長に提出することによつて行なうものとする。

3 税関は、納税義務者その他の関係者から第1項の申告について必要な輸入貨物に係る関税定率法別表（関税率表）の適用上の所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

（申告の特例）

第7条の2 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）又は当該貨物の輸入に係る通関手続（通関業法（昭和42年法律第122号）第2条第1号イ（1）（定義）に規定する通関手続をいう。以下同じ。）を認定通関業者（第79条の2（規則等に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第63条の2第1項、第63条の7第1項第3号イ及び第67条の3第1項第2号において同じ。）に委託した者（以下「特例委託輸入者」という。）は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第2項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第1項の申告を行うことができる。

2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第1項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該許可をした税関長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により提出する特例申告書は、期限内特例申告書という。
- 4 第1項の規定は、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の6に掲げる物品その他政令で定める貨物については、適用しない。
- 5 第1項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
- 6 特例申告書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特例申告を選択したものとみなす場合）

第7条の3 輸入申告に併せて第7条第2項（申告）の規定による申告を行っていない特例輸入者又は特例委託輸入者は、当該輸入申告に係る貨物（前条第4項に規定する貨物を除く。）については、特例申告を行うことを選択したものとみなす。

（期限後特例申告）

第7条の4 期限内特例申告書を提出すべきであつた者（特例輸入者又は特例委託輸入者でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出していない者をいい、その者の相続人又はその者が法人であつて合併により消滅した場合においては合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。）は、その提出期限後においても、第7条の16第2項（決定）の規定による決定があるまでは、その期限内特例申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第7条の2第2項（申告の特例）の税関長に提出することができる。

- 2 前項の規定により提出する特例申告書は、期限後特例申告書という。

6. 特殊な関税

（1）便益関税（関税率法第5条）

（2）報復関税（同第6条）

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に基づき「本邦に与えられた利益を守り、又は世界貿易機関協定の目的を達成するため必要があると認められるとき」に課される関税。通常の税率に加えて「当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる」（同第1項。第2項も参照）。

（3）相殺関税（同第7条）

「外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入」が日本における同種の産業に実質的な損害を与えるなどの事実がある場合に、日本の当該産業を保護するために課される関税。通常の税率に加えて「当該補助金の額と同額以下の関税」を課することができる（同第1項本文）。

（4）不当廉売関税（同第8条）

不当廉売された貨物の輸入が日本における同種の産業に実質的な損害を与えるなどの事実がある場合に、日本の当該産業を保護するために課される関税、通常の税率に加えて「当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額」と「同額以下の関税」を課することができる（同第1項）。

（5）緊急関税（同第9条）

価格の低落など予想されなかつた事情の変化による特定種類の貨物の輸入が増加し、これによって日本における同種の産業に重大な損害を与えるなどの事実がある場合で「国民経済上緊急に必要があると認められるとき」に課される関税（同第1項）。